

漁業経営体質強化対策事業実施要領

20水漁第2748号
平成21年4月1日
水産庁長官通知
一部改正
21水漁第2917号
平成22年3月30日
22水漁第1836号
平成23年1月20日
22水漁第2236号
平成23年3月18日

水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（1）に規定する漁業経営体質強化対策事業については、以下に定めるところによるものとする。

第1 体質強化グループ活動支援事業

1 事業の内容

実施要綱第2の規定に基づき選定された事業主体（以下「事業主体」という。）又は実施要綱第3の2の（1）のアの規定に基づき選定された補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱第3の2の（1）のアに定める事業を行うものとする。

2 事業の実施

（1）漁業者グループの認定及び協同化計画の評価

漁業者グループは、別記様式第1号により協同化計画を作成し、認定・評価委員会に提出し、漁業者グループの認定及び協同化計画の評価を受けるものとする。

ア 漁業者グループの認定要件

協同化計画を作成する漁業者グループについては、次の要件を全て満たすものとする。

（ア）次に掲げる者を代表者として含んだグループであること

- ① 漁業に従事する個人
- ② 漁業協同組合
- ③ 漁業を営む法人
- ④ 漁業を営む団体（漁業に従事する者を主たる構成員とする団体であって、団体の目的、団体の意思決定機関及びその決定方法を含んだ規約を有する団体）

（イ）地域に同一の漁業を営む者が少ない等特段の理由がある場合を除き、漁業従事者5名以上で構成されること

（ウ）グループを代表とする者が、事業着手時点において65歳未満であること（ただし、

漁業協同組合の場合は、事業リーダーを対象とする。）

(エ) 漁業者グループの全ての構成員が同一の経営体に属していないこと

イ 協同化計画の評価

認定・評価委員会は以下の要件に基づき協同化計画の評価を行うものとする。

(ア) 高い燃油価格に対処した省エネ推進又は生産性向上のための意欲的な取組を行うグループであること

(イ) 省燃油型施設等導入を実施する漁業者グループについては、(ア)の要件に加えて次の①～⑥の要件を全て満たすもの又は(ア)の要件に加えて次の②、③及び⑥の要件を満たすものであって実施要綱第3の1の(1)のアの(イ)に基づき認定された改革計画に取り組むものであること

① 地域の省エネ推進又は生産性向上活動の中心的役割を担うグループであること

② 協同化計画の取組内容が船の燃油消費量（陸上設備を導入する場合にあっては、当該設備の燃油消費量）を1割以上削減できる取組又は生産性を3パーセント以上向上できる取組であること

③ 省エネ又は生産性向上の技術・設備の導入を含む取組が、漁業者グループの提出した協同化計画に則し、かつ、同計画の実施に不可欠な新技術・設備等であること

④ 省エネ又は生産性向上の技術・設備の導入を含む取組が、漁業種類、対象魚種、操業形態等において同様の取組が当該地域及び当該地域と類似の条件にある周辺地域において普及していないものであること

⑤ 省エネ又は生産性向上の技術・設備の導入を含む取組が、当該地域のみ限定されず、類似の条件、事情にある他の地域にも広く普及することが見込まれること

⑥ 原則として、漁業従事者が5名以上で共同利用する技術・設備等であること

(2) 事業実施計画の作成及び承認

事業主体は、別記様式第2号により、毎事業年度ごとに、事業実施計画承認申請書を作成の上、水産庁長官の承認を受けるものとする。

(3) 事業の報告

ア 漁業者グループは、別記様式第3号により、事業実績報告書を作成し、事業終了後速やかに事業主体又は補助事業者に提出するものとする。提出先が補助事業者の場合、補助事業者は速やかに事業主体に提出するものとする。

イ 事業主体は、漁業者グループからの報告に基づき、別記様式第4号により実績報告書を作成し、毎事業年度終了後速やかに水産庁長官に提出するものとする。

3 補助対象経費

助成金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 事業主体又は補助事業者が実施する漁船等の省エネ推進又は生産性向上活動に係る情報・資料の収集・分析、認定・評価委員会及び説明会の開催、グループ化の推進、広報等に要する経費

(2) 漁業者グループが実施する漁船等の省エネ推進又は生産性向上に係る会議・研修会の開催、広報、指導謝金、省エネ協同化計画の作成等に要する経費

(3) 漁業者グループが実施する技術・設備導入に係る情報・資料の収集・分析、船舶・機器・設

備類の購入・改造及び設置、消耗品・備品類の購入、諸経費等に要する経費

- (4) 漁業者グループが実施する漁船等の使用及び燃油購入に係る経費は、研修会開催に必要な場合及び燃費効率の実証のために真に試験的なものである場合においてのみ補助対象とする。
- (5) (1) から (4) までのいずれについても、平成22年度末までに事業が完了し、精算が行える経費でなければならない。
- (6) 漁業者グループが実施する現地視察に係る経費については、補助対象としないものとする。

4 助成金の交付

- (1) 実施要綱第3の2の(1)のアの(ア)により漁業者グループの認定及び省エネ協同化計画の評価を受けた漁業者グループは、事業主体又は補助事業者に対して別記様式第5号により補助金の交付申請を行い、事業主体又は補助事業者の了承を得るものとする。
- (2) 事業主体又は補助事業者は、(1)の交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められるときは、当該申請者に対して別記様式第6号により補助金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) (2)の交付決定通知を受けた漁業者グループが概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業主体又は補助事業者に対して別記様式第7号の概算払請求書を提出するものとする。
- (4) 事業主体又は補助事業者は、(3)の概算払請求書の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
- (5) 漁業者グループは、事業終了後、事業主体又は補助事業者に対して別記様式第8号の精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- (6) 事業主体又は補助事業者は、1の(3)のアの事業実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、漁業者グループに対して別記様式第9号により通知するものとする。

5 施設等の管理運営

事業により取得した、又は効用の増加した省燃油型の施設、設備及び機械等の管理運営については、事業主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程等を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにすること。

第2 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業

1 事業の内容

- (1) 事業主体は、実施要綱第3の2の(1)のイに定める事業を行うものとする。
- (2) 漁業者団体等(5に規定される漁業者が所属する漁業者団体又は事業主体が必要と認め、水産庁長官の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は次の事業を行うものとする。

ア 共同漁場探索船導入

漁業者団体等は、共同漁場探索船を活用した漁業者グループの共同操業推進のために、一定期間の漁場探索船の用船を行うこととする。

イ 共同漁獲物運搬船等導入

(ア) 共同運搬船導入

漁業者団体等は、共同漁獲物運搬船を活用した漁業者グループの共同操業推進のために、一定期間、漁獲物運搬船の用船を行うこととする。

(イ) 共同燃油補給船導入

漁業者団体等は、漁業者グループによる計画的な洋上補給による共同操業推進のために、補給船と洋上補給契約を締結し、当該契約に基づき漁業者グループの洋上補給を支援することとする。

ウ グループ化促進支援

漁業者団体等は、ア及びイを行う漁業者のグループ化促進を支援するために必要な検討会等を開催することができることとする。

2 事業の実施

(1) グループ操業計画の作成及び承認等

ア 漁業者団体等は、1の(2)のア又はイの(ア)を実施しようとするときには、別記様式第10号、(2)のイの(イ)を実施しようとするときには別記様式第11号によりグループ操業計画書を作成の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。また、グループ操業計画の変更についても同様とする。

イ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には当該計画を承認するものとする。

(ア) 共同漁場探索船導入

- ① グループ操業に参加する漁船が3隻（大中型まき網漁業にあつては3船団）以上であること
- ② 共同漁場探索船の隻数がグループ操業参加漁船（大中型まき網漁業にあつては参加船団）の3分の1を超えていないこと
- ③ 共同漁場探索船の用船予定料が適切であること
- ④ 共同漁場探索船の用船期間がグループ操業期間と比較して適切であること
- ⑤ 省エネに関する適切な目標（1割以上削減）が設定されており、かつ事業内容がグループ操業による操業の効率化に資するものであること

(イ) 共同漁獲物運搬船等導入

① 共同運搬船導入

- (a) グループ操業に参加する漁船が3隻（大中型まき網漁業にあつては3船団）以上であること
- (b) 共同漁獲物運搬船の用船予定料及び用船期間が適切であること
- (c) 省エネに関する適切な目標（1割以上削減）が設定されており、かつ、事業内容がグループ操業による操業の効率化に資するものであること

② 共同燃油補給船導入

- (a) グループ操業に参加する漁船が10隻以上であること
- (b) 共同燃油補給船に支払う経費が適切であること
- (c) 省エネに関する適切な目標（1割以上削減）が設定されており、かつ事業内容がグループ操業による操業の効率化に資するものであること

(ウ) グループ操業計画の変更については、(ア)及び(イ)の規定に準ずるものとする。

(2) グループ化促進支援の実施

ア 漁業者団体等は、グループ化促進支援を実施しようとするときには、別記様式第12号又は第13号により計画書を作成の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

イ 水産庁長官は、当該実施計画が1の(2)のア又はイにおける漁業者のグループ化促進等に資するものであると認める場合には、当該計画を承認するものとする。

(3) 事業の報告

ア 共同漁場探索船導入及び共同漁獲物運搬船等導入

(ア) 漁業者団体等は、事業終了後、1の(2)のア又はイの(ア)を実施した場合には別記様式第14号、1の(2)のイの(イ)を実施した場合には別記様式第15号により実施報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

(イ) 事業主体は、(ア)による報告書の提出があった場合は、別記様式第16号により事業報告を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

(ウ) 漁業者団体等は、グループ操業計画に基づく操業の終了後、グループ操業報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

(エ) 事業主体は、(ウ)による報告の提出があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

イ グループ化促進支援事業

(ア) 漁業者団体等は、事業終了後、別記様式第17号により事業実施報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

(イ) 事業主体は、(ア)による報告の提出があった場合は、別記様式第18号により事業報告を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

3 補助対象経費

(1) 共同漁場探索船導入

補助対象経費は、グループ操業実施期間のうち6分の1の期間について、漁業者団体等が漁場探索船の用船に要する経費とする。

(2) 共同漁獲物運搬船等導入

ア 共同運搬船導入

補助対象経費は、グループ操業実施期間のうち6分の1の期間について、漁業者団体等が漁獲物運搬船等の用船に要する経費とする。

イ 共同燃油補給船導入

補助対象経費は、漁業者団体等が、漁業者のグループ化によって効率的な洋上補給を行う場合の共同燃油補給船へ支払う経費と、従来の方法で補給した場合に支払う経費との差額とする。

(3) グループ化促進支援

補助対象経費は、漁業者団体等が漁業者のグループ化促進を支援するために必要な検討会の開催等に要する経費とする。

4 助成金の交付

- (1) 漁業者団体等は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業主体に対して別記様式第19号の概算払請求書により請求するものとする。
- (2) 事業主体は、漁業者団体等より概算払請求書による助成金の請求があった場合には、その内容を審査し、妥当と認めるときは、概算払により助成金を交付することができるものとする。

5 対象漁業種類

この事業の対象となる漁業者は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令により定められた次の漁業種類を営む者及びこれらの漁業種類を営む者以外の者であって水産庁長官が特に認めた者とする。

- (1) 遠洋かつお・まぐろ漁業
- (2) 近海かつお・まぐろ漁業
- (3) 大中型まき網漁業
- (4) 北太平洋さんま漁業
- (5) いか釣り漁業

6 グループ操業計画の中止

漁業者団体等は、1の(2)のアにより承認を受けたグループ操業計画が中止された場合は、既に支払を受けた助成金の全部について返還しなければならない。

ただし、グループ操業計画の中止について、事故等により当該計画期間中の操業が不可能となる等、水産庁長官が正当な理由と認めた場合にはこの限りではない。

第3 事業実施期間

この事業の事業計画の承認を行う期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(体質強化グループ活動支援事業にあつては、平成23年3月31日まで)とする。

ただし、事業の実施期間は、承認された事業計画に基づく事業が終了するまでとする。

第4 実施要領

事業主体は、補助事業者を選定した場合には、事業主体と補助事業者の間で事業実施要領を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

第5 事務手続きに関する規定

- 1 事業主体は実施要綱第4の(7)に規定する会計に関する規程について、実施要綱第3の2の(1)に定める内容に適合するようにこれらを定め、同事業を適正かつ円滑に行うよう努めるものとする。
- 2 事業主体は、この事業の実施状況を明らかにした帳簿その他の関係書類をこの事業の終了年度の翌年度から起算して5年間、整理保管するものとする。

第6 補助率

漁業経営体質強化対策事業の補助率は、別表のとおりとする。

附 則

平成 22 年末から平成 23 年当初の大雪等により漁船等に被害を受けた漁業者が原則として過半数を占める漁業者グループが作成し、かつ、第 1 の 2 の（1）に規定する認定・評価委員会が、被害を受けた漁業者の被害の復旧又は経営の回復に資すると評価した協同化計画に係る経費については、第 1 の 3 の（5）の規定のうち「平成 22 年度末まで」とあるのは「平成 23 年 9 月末日まで」と読み替えて適用する。

附 則

第 1 の 3 の（5）の規定は、東北地方太平洋沖地震による被災によって事業の完了、精算に遅延が生じた場合については適用しない。

漁業者グループの概要と協同化計画

住所
 漁業者グループ名
 代表者名（リーダー名）

漁業者グループの概要

所在地	都道府県	市町村	番地	所属漁協	
漁業者グループ等状況	グループ代表者名 年齢		歳	構成員数	名
グループの営む漁業概要					

漁業者グループ構成員

氏 名	年 齢	漁 業 種 類	備 考
グループ平均年齢			

※欄が不足する場合は適宜追加すること

取組の目的

現状	
協同化する理由	
取組の前提	
取組内容	
備考	

費用内訳

①協同化計画策定に係る事項（研修会・会議開催、実証試験実施、広報、計画策定に係る事項など）

実施予定日	実施予定事業内容	主な内容	（研修会等の場合）出席 予定人数
合計			

②省燃油型施設等導入に係る事項

導入予定日	導入する施設等の内容	導入数	

③事業予定費用一覧

区分	予定事業費用	負担区分		
		基金補助金（税抜）A	自己負担金	
			税抜額B	消費税額C
①協同化計画策定				
②省燃油型施設等導入事業				
合計				

※積算根拠添付

協同化計画の内容

・地域及び漁業の概要			
・漁業経営の現状及び問題点			
・グループでの取組や省燃油型施設等導入による燃油消費量削減又は生産性向上計画			
グループでの燃油消費量（経営体及びグループ全体で）	○年度消費量 A (千ℓ)	○年度消費量B (千ℓ)	削減効果予測 (B - A - 1) × 100 (%)
経営指標（付加生産額、営業利益率、営業利益額等）	○年度経営指標 A	○年度経営指標 B	向上効果予測 (B - A) ÷ A × 100 (%)
グループ全体又は 従業員一人当たり			

省エネ又は生産性向上に関する取組について

省エネ技術又は生産性向上に関する研修等の内容	
必要とする技術、施設に関する内容	
漁協等 協力、連携する内容	
共同作業の内容	
共同所有の内容	

別記様式第2号（第1の2の（2）関係）

体質強化グループ活動支援事業に関する事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○○○ 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり体質強化グループ活動支援事業を実施することとしたいので、「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の2の（2）の規定に基づいて承認されたく申請する。

記

1 目的及び概要

2 事業計画

（1）漁業者協同化推進事業

実施項目	実施予定時期	実施する事業の内容

（2）漁業者協同化支援事業

ア 協同化計画策定

実施グループ予定数	実施する事業の内容	備 考

イ 省燃油型施設等導入

実施グループ予定数	導入しようとする施設等の内容	備 考

ウ グループ化普及推進

優良取組事例説明会 開催場所	開催時期	出席予定人数	パンフレット配布予定数

3 事業費

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		基金補助金	自己負担金	
(1)漁業者協同化推進事業	円	円	円	
(2)漁業者協同化支援事業 ア 省エネ協同化計画策定 イ 省燃油型施設等導入 ウ グループ化普及促進				

4 添付書類

- (1) 事業を委託して実施する場合には、当該委託契約書の写し
- (2) 県域における省エネ取組の方針について明らかにした書類

体質強化グループ活動支援事業に関する実績報告書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名 殿

住所
漁業者グループ名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の2の（3）のアの規定に基づいて、下記のとおり実績を報告する。

なお、併せて助成金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の概要

2 事業実施内容

(1) 漁業者協業化支援事業

ア 協同化計画策定

開催場所	開催日	主な事業内容	参加者数	備 考

イ 省燃油型施設等導入

導入日	導入された施設等の内容	台 数	備 考

別記様式第4号（第1の2の（3）のイ関係）

体質強化グループ活動支援事業に関する実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○○○ 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の2の（3）のイの規定に基づいて、下記のとおり報告する。

記

1 事業実施内容

(1) 漁業者協同化推進事業

実施項目	実施時期	主な事業内容

(2) 漁業者協同化支援事業

ア 協同化計画策定

実施グループ数	実施した事業の内容	備考

イ 省燃油型施設等導入

認定グループ数	導入された施設等の内容	備 考

ウ グループ化普及推進

優良取組事例説明会 開催場所	開催時期	出席人数	パンフレット配布数

2 実績事業費

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		基金補助金	自己負担金	
(1)漁業者協同推進事業	円	円	円	
(2)漁業者協同化支援事業 ア 協同化計画策定 イ 省燃油型施設等導入 ウ グループ化普及促進				

3 添付書類

- (1) 協同化計画策定に係る実施グループ数の実績報告として、グループ名称、所在地、代表者氏名等を記載した「協同化計画策定グループ一覧表」
- (2) 省燃油型施設等導入に係る認定グループ数の実績報告として、グループ名称、所在地、代表者氏名、導入された施設等の内容を記載した「省燃油型施設等導入認定グループ一覧表」
- (3) 配布されたパンフレット類

別記様式第5号（第1の4の（1）関係）

漁業者グループ活動支援事業費助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名
代表者の氏名 殿

住所

漁業者グループ名

代表者氏名

㊦

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった沿岸グループ活動支援事業に係る助成金について、「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の4の（1）の規定に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払	備 考
漁業者協同化支援事業 1 協同化計画策定 2 省燃油型施設等導入 計	円	有・無	

※概算払有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第6号（第1の4の（2）関係）

漁業者グループ活動支援事業費助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

漁業者グループ
代表者の氏名 殿

住所

事業主体又は補助事業者名

代表者氏名

㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う漁業者グループ活動支援事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の4の（2）の規定に基づき通知します。

別記様式第7号（第1の4の（3）関係）

漁業者グループ活動支援事業費助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の4の（3）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備考
漁業者協同化支援事業					
1 協同化計画策定					
2 省燃油型施設等導入					
計					

別記様式第8号（第1の4の（5）関係）

漁業者グループ活動支援事業費助成金精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水漁第〇〇号で承認のあった本組合（会）が行った沿岸グループ活動支援事業について、「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第1の4の（5）の規定に基づき精算金として金〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考
漁業者協同化支援事業					
1 協同化計画策定					
2 省燃油型施設導入					
計					

別記様式第9号（第1の4の（6）関係）

漁業者グループ活動支援事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

漁業者グループ
代表者の氏名 殿

住 所
事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴殿から提出のあった漁業者グループ活動支援事業費助成金精算払請求書の内容を確認した結果、漁業者グループ活動支援事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

別記様式第10号（第2の2の（1）のア関係）

沖合・遠洋省エネ操業形態導入グループ操業計画書（共同探索船・共同運搬船）

年 月 日

水産庁長官 殿

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（1）のアの規定に基づき、下記のとおりグループ操業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1. 事業の概要

2. グループ操業計画

- (1) グループ操業実施予定時期及び海域
- (2) グループ操業参加漁船名
- (3) 共同漁場探索船（又は共同漁獲物運搬船）
 - ①船名及び総トン数
 - ②所有者
 - ③用船期間及び用船予定料

3. グループ操業による省エネ目標

(注) 次の書類を添付すること

- 1 グループ操業参加漁船の許可証の写し
- 2 共同漁場探索船（又は共同漁獲物運搬船）の船籍証書の写し
- 3 用船契約書案及び用船予定料算定根拠

別記様式第11号（第2の2の（1）のア関係）

沖合・遠洋省エネ操業形態導入グループ操業計画書（共同補給船）

年 月 日

水産庁長官 殿

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（1）のアの規定に基づき、下記のとおりグループ操業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1. 事業の概要
2. グループ操業計画
 - (1) グループ操業実施予定時期及び海域
 - (2) グループ操業参加予定漁船名
 - (3) 共同補給船
 - ①船名
 - ②所有者
 - ③使用予定期間及び予定支払額
3. グループ操業による省エネ目標

（注）次の書類を添付すること

- 1 グループ操業参加漁船の許可証の写し
- 2 共同補給船の概要が分かる資料
- 3 使用契約書案及び予定支払額算定根拠

別記様式第12号（第2の2の（2）のA関係）

グループ化促進支援事業計画書（現地検討会）

年 月 日

水産庁長官 殿

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（2）のAの規定に基づき、下記のとおり計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 対象漁業種類
- 2 現地検討会出席予定者
- 3 現地検討会開催予定時期及び場所
- 4 現地検討会における主な議題
- 5 必要な経費

（注）次の書類を添付すること
必要な経費についての積算根拠

別記様式第13号（第2の2の（2）のア関係）

グループ化促進支援事業計画書（報告書等作成）

年 月 日

水産庁長官 殿

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（2）のアの規定に基づき、下記のとおり計画を作成したので、承認を申請する。

記

1. 対象漁業種類
2. グループ操業計画の概要
3. 必要な経費

（注）次の書類を添付すること

- 1 必要な経費についての積算根拠
- 2 水産庁の承認を受けたグループ操業計画書の写し

別記様式第14号（第2の2の（3）のアの（ア）関係）

沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業実施報告書（共同探索船・共同運搬船）

年 月 日

事業主体 宛

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（3）のアの（ア）の規定に基づき、下記のとおり省エネ操業形態導入事業を実施したので報告する。

記

1. 共同漁場探索船（又は共同漁獲物運搬船）名
2. 用船料及び期間
3. 助成金の額及び積算根拠

（注）次の書類を添付すること

- 1 共同漁場探索船（又は共同漁獲物運搬船）の船籍証書の写し
- 2 用船契約書の写し
- 3 用船料の支払を証明する書類の写し
- 4 グループ参加漁船が共同漁場探索船（又は共同漁獲物運搬船）を用いたグループ操業を行ったことを証明できる書類
- 5 水産庁の承認を受けたグループ操業計画書の写し

別記様式第15号（第2の2の（3）のアの（ア）関係）

沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業実施報告書（共同補給船）

年 月 日

事業主体 宛

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（3）のアの（ア）の規定に基づき、下記のとおり省エネ操業形態導入事業を実施したので報告する。

記

1. 共同補給船名
2. 補給料及び補給期間
3. 助成金の額及び積算根拠

（注）次の書類を添付すること

- 1 使用契約書の写し
- 2 補給料の支払を証明する書類の写し
- 3 グループ参加漁船が共同補給船を用いたグループ操業を行ったことを証明できる書類
- 4 水産庁の承認を受けたグループ操業計画書の写し

別記様式第16号(第2の2の(3)のアの(イ)関係)

沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業報告

年 月 日

水産庁長官 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知)第2の2の(3)のアの(イ)の規定に基づき、別添のとおり事業実施者より省エネ操業形態導入事業報告を受けたので、下記のとおり報告する。

記

1. 事業実施者名
2. 事業実施期間
3. 助成金の額

(注) 次の書類を添付すること

別記様式第14号又は第15号による漁業者団体等からの報告の写し

別記様式第17号（第2の2の（3）のイの（ア）関係）

グループ化促進支援事業実施報告書

年 月 日

事業主体 宛

住所
漁業者団体等名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（3）のイの（ア）の規定に基づき、下記のとおりグループ化促進支援事業を実施したので報告する。

記

1. 対象漁業種類
2. 事業実施期間
3. 助成金の額及び積算根拠

（注）次の書類を添付すること

- 1 必要な経費の支払を証明する書類の写し
- 2 水産庁の承認を受けた事業実施計画書の写し
- 3 水産庁の承認を受けたグループ操業計画書の写し（報告書作成等の場合）

別記様式第18号（第2の2の（3）のイの（イ）関係）

グループ化促進支援事業報告

年 月 日

水産庁長官 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 印

「漁業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の2の（3）のイの（イ）の規定に基づき、別添のとおり事業実施者よりグループ化促進支援事業報告を受けたので、下記のとおり報告する。

記

1. 事業実施者名
2. 事業実施期間
3. 助成金の額

（注）次の書類を添付すること
別記様式第17号による漁業者団体等からの報告の写し

別記様式第19号（第2の4の（1）関係）

沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体
代表者の氏名 殿

住 所
漁業者団体等名
代表者氏名 ㊦

「業経営体質強化対策事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水漁第2748号水産庁長官通知）第2の4の（1）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	計画承認額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考
沖合・遠洋省エネ操業 形態導入事業 (1) 共同漁場探索船事 業 (2) 共同漁獲物運搬 船等導入 ア 共同運搬船導 入 イ 共同燃油補給 船導入 計					

別表（第6関係）

漁業経営体質強化対策事業の種類	補助率
1 体質強化グループ活動支援事業	
(1) 漁業者協同化推進事業	定額
(2) 漁業者協同化支援事業	
ア 協同化計画策定	1/2以内
イ 省燃油型施設等導入	1/2以内
ウ グループ化普及推進	定額
2 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業	
(1) 共同漁場探索船導入	1/2以内
(2) 共同漁獲物運搬船等導入	1/2以内
(3) グループ化促進支援	定額